

固定資産と減価償却 ～中古資産の耐用年数～

令和4年1月作成



以前、コラム No. 080 で貸借対照表のお話をしました。その時に資産の部「固定資産」の説明をしました。その時は簡単に「固定資産とは土地や機械、車両などのほか長期の貸付金や投資目的で長期間保有する有価証券などを言い、短期間に資金化できない又は予定のない資産を言います」とだけ簡単に書きました。固定資産を購入した場合には、購入時に支払った金額をその時点で経費とすることはできません。なぜなら、その支払った金額はその時点で消費されたわけではなく、金銭的価値を有する別の資産に変わったただけだからです。土地にしろ、車両にしろ、その物を売却して再度金銭を得ることが出来るため、購入時点では経費にならないのです。

この固定資産、実はもっと細かく分けられます。大きな分け方の一つとして①減価償却資産と②非減価償却資産です。何が違うかと言うと、①減価償却資産は使用や時の経過に伴って価値が減少していくもの、②非減価償却資産は使用や時の経過に伴って価値が減少しないものを言います。

わかりやすい例を出しますと、同じ不動産と言われるものでも【建物は減価償却資産】、【土地は非減価償却資産】に分類されます。建物は使ったり古くなったりするとその価値は一般的に減少（減価）していきます。一方、土地は使っても古くなってもその価値が減少（減価）することはありません（ただし、社会経済状況の変化等によって土地価格が変動することはありますが、これは古くなった事や使用により損耗することに起因するものではありませんし、値上がりすることもあります）。

これら減価償却資産は、購入したときに一度に経費にするのではなく、その資産を使う（使える）期間にわたって徐々に経費にしていきます。この手続きを【減価償却】と呼びます。とはいえ、購入した資産が何年くらい使えるかというのを把握するのは難しいため、実務的には財務省が定める「減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「省令」と言います）」に定められた期間を用いることが一般的です。この省令には事務所用の鉄筋コンクリート造建物は50年、住宅用木造建物は22年、乗用車は6年等の資産の種類ごとに耐用年数が細かく定められています。また、この耐用年数とは異なる耐用年数を採用することもできますが、税務署は一般的にこれより短い期間の耐用年数を認めてくれません。

これらの耐用年数は新品の場合の年数です。中古品を購入した場合、より短い期間で償却したいときは下記の算式で計算した耐用年数で償却することもできます。

$$\text{（その資産の耐用年数 - 中古資産の経過年数）} + \text{中古資産の経過年数} \times 20\%$$

※ 算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とする。

耐用年数が短いほうが、1年で経費にできる金額は増えます。しかし、最終的に経費にできる額は一緒なので、あえてこの中古耐用年数を使わないということもあります。

ただし、購入した中古資産にその資産が新品で購入した場合の50%を超える資本的支出をした場合にはこの計算をすることはできません。

1億円の建物、50年使えるとしたら1年の経費は200万円か。

